

確認検査業務手数料規程

ハウスプラス確認検査株式会社

目次

- 1 . 目的
- 2 . 建築物に関する確認申請手数料
- 3 . 建築設備に関する確認申請手数料
- 4 . 工作物に関する確認申請手数料
- 5 . 建築物に関する中間検査申請手数料
- 6 . 建築設備に関する中間検査申請手数料
- 7 . 工作物に関する中間検査申請手数料
- 8 . 建築物に関する完了検査申請手数料
- 9 . 建築設備に関する完了検査申請手数料
- 10 . 工作物に関する完了検査申請手数料
- 11 . 遠隔地の場合の検査申請手数料
- 12 . 確認申請等手数料の増減
- 13 . 構造計算適合性判定手数料の返戻
- 14 . その他手数料
- 15 . 記載のない事項

1. 目的

この規程は、別に定める当社「確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、ハウスプラス確認検査株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

2. 建築物に関する確認申請手数料

2.1. 建築物の分類及び面積の考え方

業務規程「2. 確認」に規定する建築物に関する確認申請手数料及び計画変更の手数料は、主要な用途が住宅である建築物においては、確認申請1件につき別表第1又は別表第2に定める額とし、主要な用途が住宅以外である建築物においては、確認申請1件につき別表第3又は別表第4に定める額とする。各表における床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。なお、別表第1及び別表第3は、構造計算を要しない場合、別表第2及び別表第4は、構造計算を要する場合に適用する。ただし、法第86条の適用を受けた建築物については、同規定を適用しないとした場合の建築物の件数により算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（第3号及び第4号に掲げる場合は除く。）は、当該建築に係る部分の床面積。
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラス以外から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積。
- (3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラスから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算。）なお、当該計画の変更に際して構造計算書の変更を含まない場合は、別表第1又は別表第3を、構造計算書の変更を伴う場合は、別表第2又は別表第4を適用する。
- (4) 建築物の増築等を行うとき、当該建築物の確認をハウスプラス以外から受けている場合は、増築等の部分の床面積と既存部分の床面積を合計した面積。

2.2. 構造計算適合性判定に関する経費

構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合においては、建設地の属する都道府県毎に知事が定める構造計算適合性判定手数料額又は知事の指定を受けた構造計算適合性判定機関の定める構造計算適合性判定手数料額（2以上の判定機関がある場合にはその最高額）に10,000円（消費税相当額を含む）を加えた額を構造計算適合性判定に係る経費として前項の額に加算する。

構造計算適合性判定を要する建築物のうち、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の2以上の部分をそれぞれ一つの建築物として算定する。

2.3. 追加手数料

確認申請手数料に加算する追加手数料については、以下の額とする。

天空率加算	5,000円
壁量計算(令46条の壁量計算を行う場合)	20,000円
避難安全検証法	40,000円
耐火防火区画性能検証法	40,000円
限界耐力計算法・エネルギー法	40,000円
免震構造	40,000円

2.4. 型式認定による特例

型式認定による特例が適用される建築物については、構造計算を要さないものとし、別表第1又は別表第3を適用する。

3. 建築設備に関する確認申請手数料

業務規程「2. 確認」規定する建築設備(小荷物専用昇降機、ホームエレベータを含む。以下同じ。)確認申請手数料は、次の各号に定める区分に応じた一の建築設備につき次に定める額とする。

- (1) 建築設備を設置する場合：24,000円
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更し建築設備を設置する場合：24,000円

4. 工作物に関する確認申請手数料

業務規程「2. 確認」規定する工作物に関する確認申請手数料は、次の各号に定める区分に応じた一の工作物につき次に定める額とする。なお、下記の基準で算定することが適切でない場合は、手数料を別途定めることができる。

(1) 工作物を築造する場合

工作物の高さ	手数料
4m以内	28,000円
4m超 10m以内	45,000円
10m超	80,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画を変更し工作物を築造する場合

工作物の高さ	手数料
4m以内	28,000円
4m超 10m以内	45,000円
10m超	80,000円

5. 建築物に関する中間検査申請手数料

業務規程「3. 中間検査」に規定する建築物に関する中間検査の申請手数料は、中間検査申請1件につき主要な用途が住宅である建築物においては、中間検査申請1件につき別表第1又は別表第2に定める額とし、主要な用途が住宅以外である建築物においては、中間検査申請1件につき別表第3又は別表第4に定める額とする。なお、別表第1及び別表第3は構造計算を要しない場合、別表第2及び別表第4は構造計算を要する場合に適用する。また、検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数は、各表に定める額の1/2とする。

6. 建築設備に関する中間検査申請手数料

業務規程「3. 中間検査」(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する中間検査申請手数料は、一の建築設備につき次の各号に定める額とする。

- (1)直前の確認申請をハウスプラスから受けている場合 : 31,000円
- (2)直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合 : 55,000円

7. 工作物に関する中間検査申請手数料

業務規程「3. 中間検査」に規定する工作物に関する中間検査申請手数料は、一の工作物につき次の各号に定める額とする。

- (1)直前の確認申請をハウスプラスから受けている場合

工作物の高さ	手数料
4 m以内	24,000円
4 m超 10 m以内	41,000円
10 m超	60,000円

- (2)直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合

工作物の高さ	手数料
4 m以内	52,000円
4 m超 10 m以内	86,000円
10 m超	140,000円

8. 建築物に関する完了検査申請手数料

業務規程「4. 完了検査」に規定する建築物に関する完了検査申請手数料は、主要な用途が住宅である建築物においては、完了検査申請1件につき別表第1又は別表第2に定める額とし、主要な用途が住宅以外である建築物においては、完了検査申請1件につき別表第3又は別表第4に定める額とする。なお、別表第1及び別表第3は構造計算を要しない場合、別表第2及び別表第4は構造計算を要する場合に適用する。また、検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、各表に定める額の1/2とする。

9. 建築設備に関する完了検査申請手数料

業務規程「4. 完了検査」に規定する建築設備に関する完了検査申請手数料は、一の建築設備につき次の各号に定める額とする。

- (1) 直前の確認申請をハウスプラスから受けている場合 : 31,000円
- (2) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合 : 55,000円

10. 工作物に関する完了検査申請手数料

業務規程「4. 完了検査」に規定する工作物に関する完了検査申請手数料は、一の工作物につき次の各号に定める額とする。

- (1) 直前の確認申請をハウスプラスから受けている場合

工作物の高さ	手数料
4 m以内	27,000円
4 m超 10 m以内	55,000円
10 m超	80,000円

- (2) 直前の確認申請をハウスプラス以外から受けている場合

工作物の高さ	手数料
4 m以内	55,000円
4 m超 10 m以内	100,000円
10 m超	160,000円

1 1 . 遠隔地の場合の中間及び完了検査申請手数料

検査の対象となる工事が、別表第 6 (い) 欄に掲げる区域内で行われる場合は、中間検査及び完了検査の各手数料の額に、別表第 6 (ろ) 欄に掲げる額を加算する。

1 2 . 確認申請等手数料の増減

ハウスプラスは、本規程に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して個別に増減することができる。

1 3 . 構造計算適合性判定手数料の返戻

構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合において、ハウスプラスが確認申請中で当該判定を受けるに至らない時点で、申請者が判定の依頼を行わなかった場合、当該判定に係る経費が支払われているときは、この構造計算適合性判定手数料相当額を申請者に返戻する。なお、この場合の振込み手数料は申請者の負担とする。

1 4 . その他手数料

その他手数料については、別表第 8 に掲げる額とする。

1 5 . 記載のない事項

その他、本規程に記載のない事項については、必要に応じ別途定めることとする。

この規程は、平成 2 0 年 1 1 月 1 日より適用する。

別表第1：主要な用途が住宅である建築物（構造計算書無） *1 *5

単位：円

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	32,000	39,000	39,000
100㎡を超え、200㎡以内	49,000	43,000	43,000
200㎡を超え、500㎡以内	59,000	59,000	59,000

別表第2：主要な用途が住宅である建築物（構造計算書付）

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	120,000	59,000	59,000
100㎡を超え、200㎡以内	137,000	67,000	63,000
200㎡を超え、500㎡以内	147,000	83,000	79,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	160,000	130,000	140,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	178,000	150,000	180,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	299,000	221,000	247,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	436,000	283,000	331,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	594,000	368,000	436,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	772,000	438,000	536,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,386,000	746,000	851,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	1,890,000	1,103,000	1,239,000
200,000㎡を超えるもの	1,911,000	1,208,000	1,533,000

別表第3：主要な用途が住宅以外である建築物（構造計算書無） *1 *5

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	35,000	43,000	43,000
100㎡を超え、200㎡以内	54,000	47,000	47,000
200㎡を超え、500㎡以内	65,000	65,000	65,000

別表第4：主要な用途が住宅以外である建築物（構造計算書付）

床面積の合計	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
100㎡以内	132,000	65,000	65,000
100㎡を超え、200㎡以内	151,000	74,000	69,000
200㎡を超え、500㎡以内	162,000	91,000	87,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	176,000	143,000	154,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	196,000	165,000	198,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内	344,000	243,000	272,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内	501,000	311,000	364,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内	653,000	405,000	480,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内	849,000	482,000	590,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内	1,525,000	821,000	936,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内	2,079,000	1,213,000	1,363,000
200,000㎡を超えるもの	2,102,000	1,329,000	1,686,000

別表第5：建築設備、工作物等

	建築確認	中間検査*2、*3	完了検査*3
建築設備・小荷物専用昇降機	24,000	31,000	31,000
工作物（4m以内）	28,000	24,000	27,000
（4～10m以内）	45,000	41,000	55,000
（10m超）	80,000	60,000	80,000

別表第6：遠隔地の場合の手数料（加算額） *4

(い)	(ろ)
概ね50km～100km	13,000円×検査員数
概ね100km以上	(15,000円+旅費実費)×検査員数

別表第7：確認申請手数料に加算する追加手数料

天空率加算	5,000
壁量計算	20,000
避難安全検証法	40,000
耐火防火区画性能検証法	40,000
限界耐力計算法・エネルギー法	40,000
免震構造	40,000

別表第8：その他手数料

建築主変更届・工事監理者届・工事施工者届・記載事項訂正届	2,000
軽微変更・追加説明書・あらかじめの検討結果報告書	5,000
証明願	5,000
構造計算適合性判定に係る経費	10,000

- *1 構造計算書とは、施行令81条の計算書のことをいう。
- *2 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- *3 確認済証をハウスプラス以外から受けている場合は、中間検査・完了検査手数料に確認申請手数料金額を加算。
- *4 原則として、ハウスプラス（本社）からの距離の区分に応じる。
- *5 確認済証をハウスプラスから受けた建築物の計画変更で、構造計算書を必要とせず対象面積が500㎡以内の場合の手数料は、別表第1又は別表第3による。

以上